

## 証拠開示制度

### 第1 証拠の一覧表の交付

#### 考えられる制度の概要

- 1 (1) 検察官は、対象事件の公判前整理手続において、被告人側からの請求があったときは、速やかに、検察官が保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人側に交付するものとする。
  - (2) 検察官が、(1)の一覧表の交付後、新たに証拠を保管するに至った場合には、一覧表を追加して交付するものとする。
- 2 **A案** 1(1)の請求は、刑訴法第316条の14による検察官請求証拠の開示の後に、することができるものとする。  
**B案** 1(1)の請求は、被告人側が刑訴法第316条の17による予定主張の明示をした後に、することができるものとする。
- 3 (1) 1の一覧表には、アからウまでに掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、それぞれに定める事項を記載しなければならないものとする。
  - ア 証拠物 品名及び数量
  - イ 供述録取書 文書の標目、作成年月日及び供述者の氏名
  - ウ 証拠書類（イに掲げるものを除く。）文書の標目、作成年月日及び作成者の氏名
  - (2) 検察官は、アからウまでに掲げるおそれがあると認めるときは、そのおそれを生じさせる事項の記載をしないことができるものとする。
    - ア (1)イの供述者若しくは(1)ウの作成者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ
    - イ (1)イの供述者若しくは(1)ウの作成者又はこれらの親族の名誉又は生活の平穏が著しく害されるおそれ
    - ウ 被告事件又は他の事件の犯罪の証明又は捜査に支障が生ずるおそれ

#### 【検討課題】

##### 1 対象事件

- 公判前整理手続に付された事件を前提としつつ、請求・交付の時期や記載事項の在り方も踏まえ、検察官の負担を考慮して限定するべきか。

##### 2 請求・交付の時期

- 以下のような観点を踏まえ、A案とB案のいずれが適切か。

- ・ 制度の趣旨（現行の証拠開示制度の枠組みの下で、証拠開示請求をするに当たっての「手がかり」として、検察官が保管する証拠の標目の一覧表を交付することによって、証拠開示請求を円滑・迅速ならしめること）との関係
- ・ 段階的な証拠開示制度との整合性（被告人側が主張を明示するインセンティブが減殺されるおそれや、証拠と矛盾しない虚偽の弁解を作出するおそれ。）
- ・ 手続の円滑な進行（A案の場合、多くの証拠の一覧表が作成・交付されないと類型証拠開示請求の段階から証拠意見の表明や主張明示の段階に移らないことによる手続遅延のおそれ。B案の場合、一覧表の交付後に再び類型証拠開示請求が行われることによる手続遅延のおそれ。）

### **3 証拠の一覧表の記載事項**

- 以下のような観点を踏まえ、制度概要案の記載事項とするか、さらに別の記載事項を設けるか。
  - ・ 制度の趣旨である「手がかり」としての有用性
  - ・ 段階的な証拠開示制度との整合性
  - ・ 手続の円滑・迅速な進行（作成作業が多大なものとなって手続が遅延するおそれ。）
  - ・ 裁量にわたる記載事項を設けることの相当性（記載内容をめぐって後に紛争になるおそれや、かえって被告人側がミスリードされるおそれ。）

## 第2 公判前整理手続の請求権

### 考えられる制度の概要

#### 1 【整理手続の請求権】

- (1) 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第1回公判期日前に、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができるものとする。
- (2) 裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第1回公判期日後に、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができるものとする。

#### 2 【不服申立て】

- A案** 1の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- B案** 即時抗告の規定は設けない（不服申立てはできない）。

### 【検討課題】

#### 1 必要性・相当性

- 以下の観点から、請求権を設けることの必要性をどのように考えるか。
  - ・ 請求権がないことによる不都合の存否（「争点及び証拠の整理」という整理手続の目的との関係）
  - ・ 請求権を与えることの有用性（不都合が解消されるか。）
  - ・ 裁判所に応答義務を生じさせることの効果（不服申立てについては後記2）
- 以下の観点から、請求権を設けることの相当性をどのように考えるか。
  - ・ 受訴裁判所が主宰する公判準備手続であることとの整合性
  - ・ 整理手続によらない事前準備の有用性やその流動性

#### 2 不服申立手続

- 不服申立手続を設ける必要性があるか（即時抗告を認めて救済すべきものか）。
- 以下の観点から、不服申立手続を設けることが相当か。
  - ・ 訴訟手続全体の円滑・迅速な進行（不服申立ての判断に時間を要し、その間事前準備が進まないことによる遅延のおそれ。）
  - ・ 受訴裁判所が整理手続の主宰者であることとの関係（公判運営に責任を負い整理手続を主宰すべき受訴裁判所の判断を別の裁判所が覆すこと

ができる仕組みが相当か。)

- 受訴裁判所の広範な裁量との関係（受訴裁判所は，事前準備の方法・手段として整理手続によるべきかやその時期について様々な事情を考慮して判断するが，抗告裁判所が受訴裁判所の広範な裁量判断の当否を判断できる資料・基準があるか。)

### 第3 その他（類型証拠開示の対象拡大）

#### 考えられる制度の概要

**A案** 以下の①から④の全部又は一部を類型証拠開示の対象とする。

- ① 検察官が直接証明しようとする事実の有無に関する供述であって、「供述者の直接体験した事実に関する供述」以外のものを内容とする、被告人以外の者の供述録取書等
- ② 検察官側証人予定者が身柄拘束中に行われた取調べの日時・場所等の取調状況を記録した書面
- ③ 検察官が取調べを請求した証拠物の押収経過に関する差押調書又は領置調書
- ④ 類型証拠として開示される証拠物の押収経過に関する差押調書又は領置調書

**B案** いずれも類型証拠開示の対象としない。

#### 【検討課題】

- 必要性－現行の類型証拠開示の対象類型（刑訴法第316条の15第1項各号）について、どのような不都合が生じているか。
- ①から④の証拠について、類型証拠開示の対象とすべきか。
  - ①について
    - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか（捜査官が供述内容を記載した捜査報告書とそれ以外のもの）。
    - ・ 刑訴法第316条の15第1項第5号イ又はロの検察官側証人予定者の供述録取書等の要件との整合性はあるか。
  - ②について
    - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか。
    - ・ 証人予定者一般について、身柄拘束中に当該事件について取調べが行われる被告人と同様に、対象とする必要性・相当性があるか。
  - ③について
    - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか。
  - ④について
    - ・ 類型証拠開示の対象とする必要性・相当性があるか。
    - ・ いかなる要件で開示されるものとするか。特定の検察官請求証拠の証明力判断のために重要な証拠（類型証拠）としてではなく、類型証拠として開示される証拠物の関連性を示す証拠として開示対象とするものとした場合、どのような要件が考えられるか。